

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意! 「陳述」欄の「☐ 自己の計算において・・・ありません」の ☐ のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。) にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 13 日

さいたま地方裁判所越谷支部

裁判所書記官 高 橋 満 実

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 28 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所越谷支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 25 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所越谷支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 16 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 20 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、入札期間最終日の入札受付は、午後 5 時で終了となります。	

物 件 目 録

1 所 在 越谷市大字恩間字追堀

地 番 . 6 7 2 番 1 0

地 目 宅地

地 積 1 1 4 . 2 1 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 9

共有者 B 持分 1 0 分の 1

2 所 在 越谷市大字恩間字追堀 6 7 2 番地 1 0

家屋 番号 6 7 2 番 1 0

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 5 5 . 4 8 平方メートル

2 階 4 4 . 7 1 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 9

共有者 B 持分 1 0 分の 1



物 件 明 細 書

令和 8年 9月17日

さいたま地方裁判所越谷支部

裁判所書記官 高 橋 満 実

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。）

物 件 目 録

1 所 在 越谷市大字恩間字追堀
 地 番 672番10
 地 目 宅地
 地 積 114.21平方メートル
 共有者 A 持分10分の9
 共有者 B 持分10分の1

2 所 在 越谷市大字恩間字追堀672番地10
 家屋 番号 672番10
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 55.48平方メートル
 2階 44.71平方メートル
 共有者 A 持分10分の9
 共有者 B 持分10分の1



令和8年(ケ)第37号
令和8年5月27日受理
令和8年6月23日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所越谷支部
執行官 佐藤 公 康

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 越谷市大字恩間字追堀
地 番 672 番 10
地 目 宅地
地 積 114.21 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 9
共有者 B 持分 10 分の 1

2 所 在 越谷市大字恩間字追堀 672 番地 10
家屋 番号 672 番 10
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 55.48 平方メートル
2 階 44.71 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 9
共有者 B 持分 10 分の 1

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件 1
現況地目	■宅地(物件 1) □雑種地(物件) □公衆用道路(物件)
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■債務者兼土地共有者 A, 共有者 B □その他の者() 上記の者らが物件 1 土地に下記建物を所有し占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	その他の事項のとおり
建物	物件 2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積: 1 階 平方メートル 2 階 平方メートル
物件目録にない附属建物	■ない □ある 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物共有者 A □その他の者 上記の者が目的建物を 居宅 として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	その他の事項のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある 裁判所 年()第 号 保管開始日 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

その他の事項

■物件 1 関係

- 1 物件 1 と隣接地の境界については、外周の塀や道路との接面等によりおおむね明瞭である。また、現地での概測では地積・形状はおおむね地積測量図のとおりであると思われる（正確には専門家の立会い測量を要する）。
- 2 目的土地上にナンバープレートのない乗用車²台存在する（写真①②）。
- 3 接面する地番 672-3，同 4 は越谷市の所有する現況公衆用道路である。

■物件 2 関係

- 1 目的建物には家財道具や宅配便の箱・ゴミなどが山積し、玄関よりの立ち入りの際も立ちはだかるゴミ類の乗越に脚立を要した（写真③）。立ち入り後もゴミ類・荷物類が玄関ホール・廊下と思われる箇所を身長の高さほどまで埋め尽くし、足場の不安定さやゴミの山から落下した場合等による危険性、周囲の荷物類が崩れた場合の原状復帰の困難さ等により、1 階部分の調査はほぼ不可能であった。そのため、間取りや不具合・傷みなどの詳細は不明である。ただし、写真⑤⑥⑦で見下ろせるように、洗面台と思しきもの・風呂と思しきもの・システムキッチンと思しきものなどが確認できた。
2 階にはかろうじて上ることが出来たが、家財道具・荷物類・ゴミ等が散乱し調査は困難であった（写真⑨⑩⑪）ため、不具合・傷みなどの詳細は不明である。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣住民	1 目的建物には A が居住していると思います。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

執行官の意見

- 1 目的物件の状況はおおむね公図，地積測量図，各階平面図（建物図面），建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 目的物件の占有関係については，現況や関係人の陳述等を総合的に勘案し2枚目のとおり認めた（表札の他，郵便ポストに債務者兼共有者 A 宛ての郵便物，物件内部には A 宛ての宅配便などが多数存在した）。

以上

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年5月29日(金) 9:30-9:40	物件所在地	目的物件特定, 占有確認, 外観写真撮影 現況調査依頼文書を差置き
令和8年6月9日(火) 10:50-10:55	執務室	現況調査依頼文書(解錠予告)を郵送
令和8年6月15日(月) 13:50-15:00	物件所在地	物件調査 写真撮影(評価人, 解錠技術者, 立会人同行) 近隣住民より聴取
令和8年6月16日(火) 11:50-11:55	法務局(越谷)	隣接地の全部事項証明書を取得
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年6月15日 目的物件は不在で施錠されており当職からの呼びかけに応答がなかったため, 立会人を立ち合わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A3判をA4判に縮小

地番区域見出
大字恩間

請求部	所在	越谷市大字恩間字迫堀			地番	672番10		
出力縮	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月2日
さいたま地方法務局越谷支局
登記官

地図整理番号：M25147
(1/2)

(7 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月2日 さいたま地方広務局越谷支局

登記簿

(8 枚目)

0034284

地積測量圖

地 番	672-1 672-5乃至672-10
-----	------------------------

越谷市大字愚問字追掘

地 号	④672-1	底 面	高 差	格 面	價
①	15.441	6.845		105.693845	
②	15.441	3.872		59.7687552	
③	14.249	4.622		65.858478	
		合 計		231.340075	
	合 計	地 面	格 面	115.6700325	高

地号	⑥672-5	座边	高	坪	估面	價
①	15.583	6	0.96		108.870748	
②	15.583	6	0.93		108.832059	
				合計	217.710807	
		合計	坪		108.8554035	元

地 号	底 边	高 度	体 积
①	15.501	6.897	108.880317
②	15.561	6.895	108.848195
合 计			217.728512
金 计 面积			108.8647560

地番 ②672-7			高さ	倍面積
地番	底辺	①	15.223	100.273001
		②	15.223	100.243455
合計				200.517356
合計面積				100.2586780
				100.25

地 号	座 边	高 点	格 面 积
①	15.534	6.873	108.31882
②	15.534	6.873	108.271080
合 计			216.590562
合 计 面 积			108.2952810 ㎡

地 号	宗 号	底 边	高 边	倍 面	积
①		15.532	6.872	108.320188	
②		15.532	6.872	108.288104	
			合 计	216.608272	
		合 计	面 积	108.3048360	
			面 积	108.30	

符号	座 边	高 芝	格 面 積
①	13 307	7 783	103 568361
②	13 302	8 278	110 768053
③	8 823	1 652	14 575698
④	4 270	0 026	0 111029
		△	328 233650

凡例	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類
	⑤	石杭	⑥	金属杭	⑦	金属プレート
	⑥	コンクリート杭	⑧	金属杭	⑨	金属プレート
	⑦	プラスチック杭	⑩	金属杭	⑪	金属プレート

者
製
作

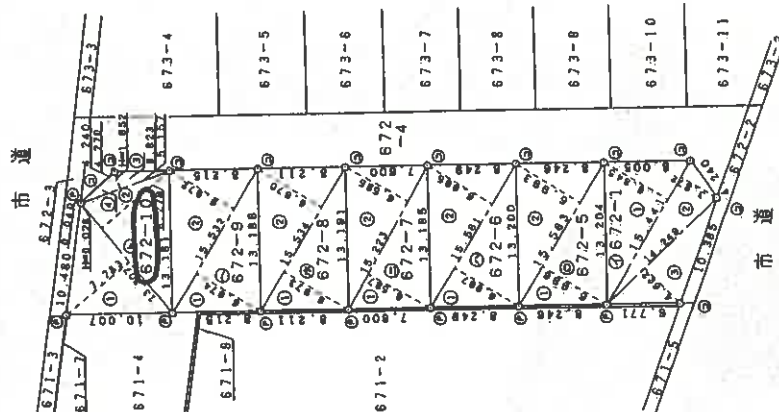
土地家園調查士

(埼玉土地家屋調査士全用紙)

2月14日(作日)

人請申

縮尺 500



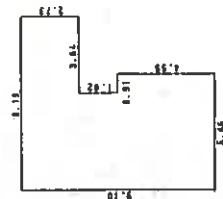
A3判をA4判に縮小

登記年月日：平成15年12月5日

0223588

各階平面図

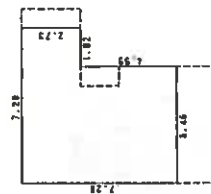
1 階



求積表

9.10	X	4.55	=	41.4050
2.73	X	3.64	=	9.9372
4.55	X	0.91	=	4.1405
合 計				55.4827
床面積				55.48 m ²

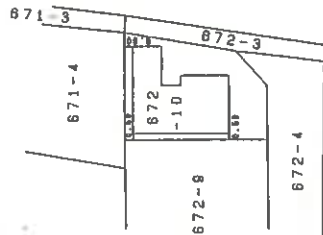
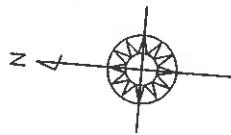
2 階



求積表

7.28	X	5.46	=	39.7488
2.73	X	1.82	=	4.9686
合 計				44.7174
床面積				44.71 m ²

A3判をA4判に縮小



建物各階平面図

家屋番号 672-10

建物の所在 豊谷市大字恵間字湯堀672番地10

作製者

15年12月1日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺

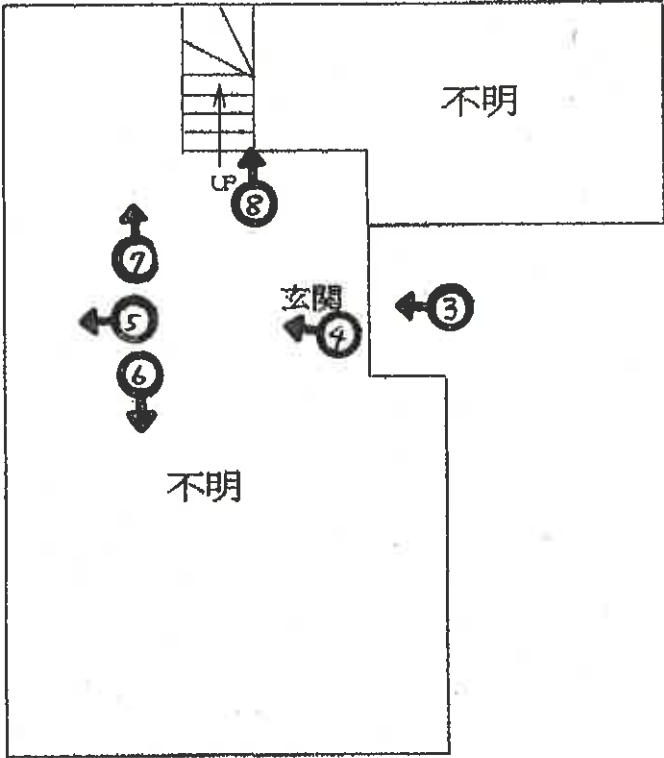
1/500

これは図面に記載されている内容を確認した書面である。
令和8年4月2日 さいたま市地方振興局総合支局

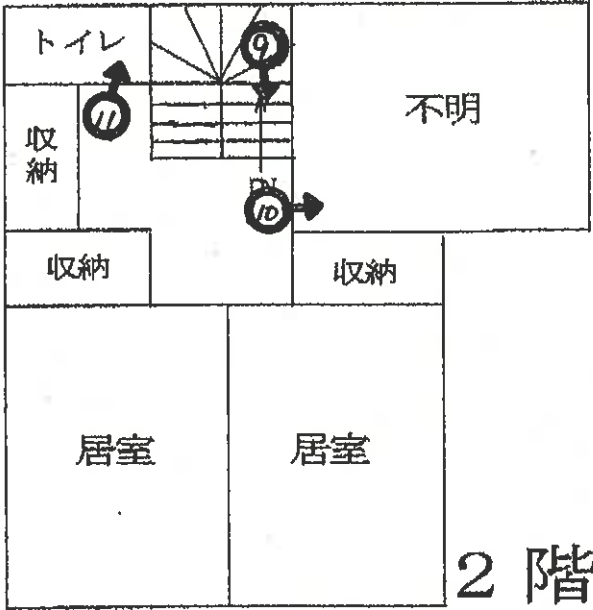
登記簿

(9 枚目)

建物見取図



1 階



2 階



目的建物

①

目的土地付近



②



玄関付近

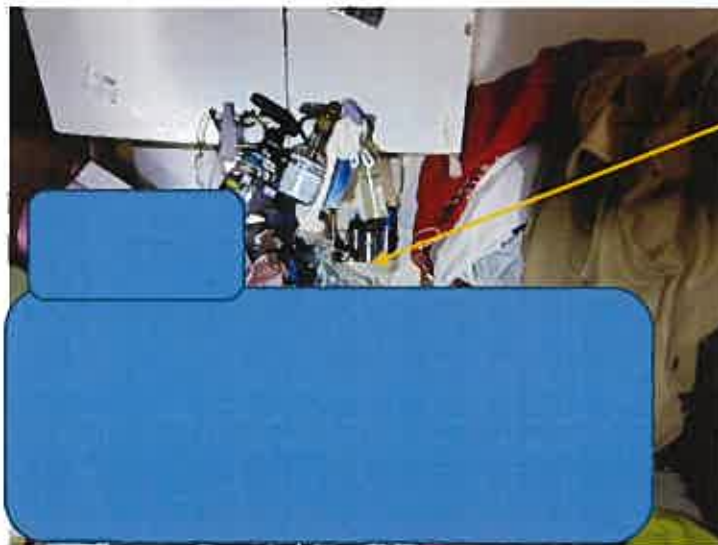
③

(// 枚目)



玄関ホールの可能性
の場所付近

④



洗面台と思しきもの

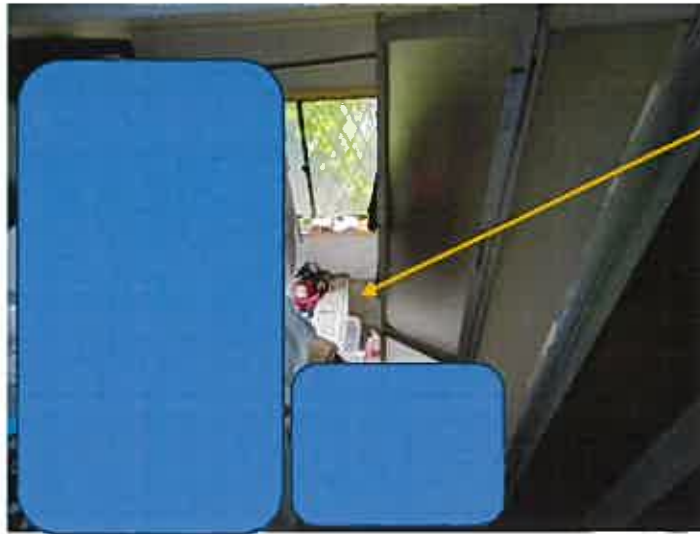
⑤



茶器と記載あり

システムキッチン
と思しきもの

⑥



風呂と思しきもの

⑦



階段付近

⑧



2階廊下付近

⑨



⑩



2階
トイレ

⑪

(14 枚目)

令和8年 (ケ)第 3 7 号
令和8年 6月15日 現地調査
令和8年 6月23日 評 価

さいたま地方裁判所 越谷支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

宇田陽一

物 件 目 録

1 所 在 越谷市大字恩間字追堀
地 番 672番10
地 目 宅地
地 積 114.21平方メートル

共有者 A 持分10分の9
共有者 B 持分10分の1

2 所 在 越谷市大字恩間字追堀672番地10
家屋 番号 672番10
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 55.48平方メートル
2階 44.71平方メートル

共有者 A 持分10分の9
共有者 B 持分10分の1

第1 評価額

一括価格	
金 10,570,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 4,470,000円
物件2 (建物)	金 6,100,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積 共 有 者 共 有 者	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積 共 有 者 共 有 者	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	東武伊勢崎線「せんげん台」駅の南西方約1km（道路距離、以下同じ）に位置する。	
付 近 の 状 況	一般住宅、共同住宅等が建ち並ぶ住宅地域である。 接近条件としては、大袋北小学校まで約200m、千間台中学校まで約1.9kmである。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% なし 越谷市まちの整備に関する条例、 越谷市景観計画・越谷市景観条例等
画 地 条 件	地 形 地 勢 そ の 他	114.21㎡ 略台形 平坦 特になし
接面道路の状況	東約6m舗装市道（建築基準法上の道路）※特記事項参照 南約5m舗装市道（建築基準法上の道路） 接面道路とほぼ等高である。	
土地の利用状況等	（物件2）建物の敷地及び駐車スペース、電柱等	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：あり ガス配管：あり 下 水 道：あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	1, 越谷市役所開発指導課によると、東側道路は建築基準法第42条2項による道路であるがセットバック済であるとのことである。 2, 外周のブロック塀、境界標等の位置から現地でおおよその概測をした結果、概ね一致を確認したが、地積、境界等の詳細については専門家の測量を要する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 平成15年11月26日新築 経 過 年 数： 約22.5年 経済的残存耐用年数： 約2.5年
仕 様	構 造： 木造 屋 根： スレート葺 外 壁： サイディング、その他 内 壁： クロス貼、その他 床： 不明 設 備： 電気、ガス、給排水等 その他： 特になし ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現 況 用 途 等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材： 普通 施 工： 普通
保守管理の状態	室内はゴミや雑貨等が山積している。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	室内はゴミ等が山積しているため、調査が殆ど不可能な状況であり、状態が不明な箇所が多くある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	119,000	1.1	114.21	0.95	14,200,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示価格 越谷-20

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $150,000\text{円/㎡} \times 100.3 / 100 \times 100 / 101 \times 100 / 125 = 119,000\text{円/㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 画地条件等を考慮した。 道路方位 +1%

◇ 地 域 格 差 : 公示地の所在する地域は対象地域に比し、交通接近・環境条件等で優る。

イ 個 別 格 差 : 形状 -1% 方位 +6% 角地 +5%

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を次のとおり求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	180,000	100.19	0.05	900,000

ウ 現 価 率 :

経過年数22.5年、経済的残存耐用年数2.5年、観察減価率(中古建物の市場性及び管理状況等も考慮)
-50%

(計算式) $2.5 / (22.5 + 2.5) \times (1 - 0.5)$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。なお、収益還元法については目的物件が戸建住宅であり、通常の賃貸市場が未成熟であったため、適用しなかった。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	14,200,000	0.55	法定地上権	7,810,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)イ	占有減 価修正 ウ	共有 持分 エ	市場性 修 正 オ	競売市 場修正 カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ×カ
1	14,200,000	-7,810,000		10/10	1.0	0.7	4,470,000
2	900,000	+7,810,000	1.0	10/10	1.0	0.7	6,100,000
一括価格(合計)							10,570,000

ウ 占有減価修正：なし

オ 市場性修正：なし

カ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 (越谷-20)

所 在 : 越谷市千間台西2丁目20番2

価 格 : 150,000円/㎡

位 置 : 東武伊勢崎線「せんげん台」駅約850m

価 格 時 点 : 令和8年1月1日

地 積 : 148㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 北西6m市道

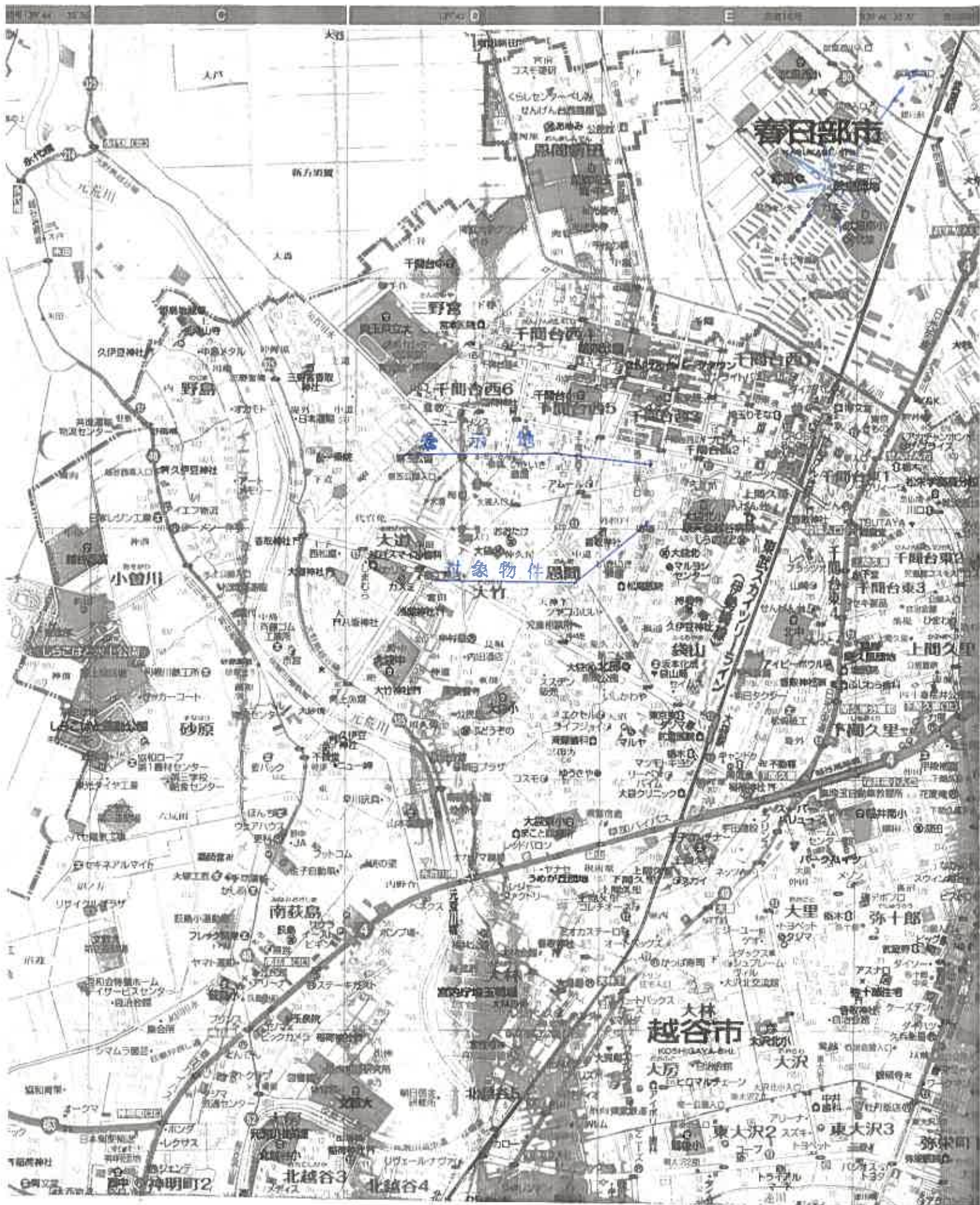
用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域(建蔽率60%、容積率200%)

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

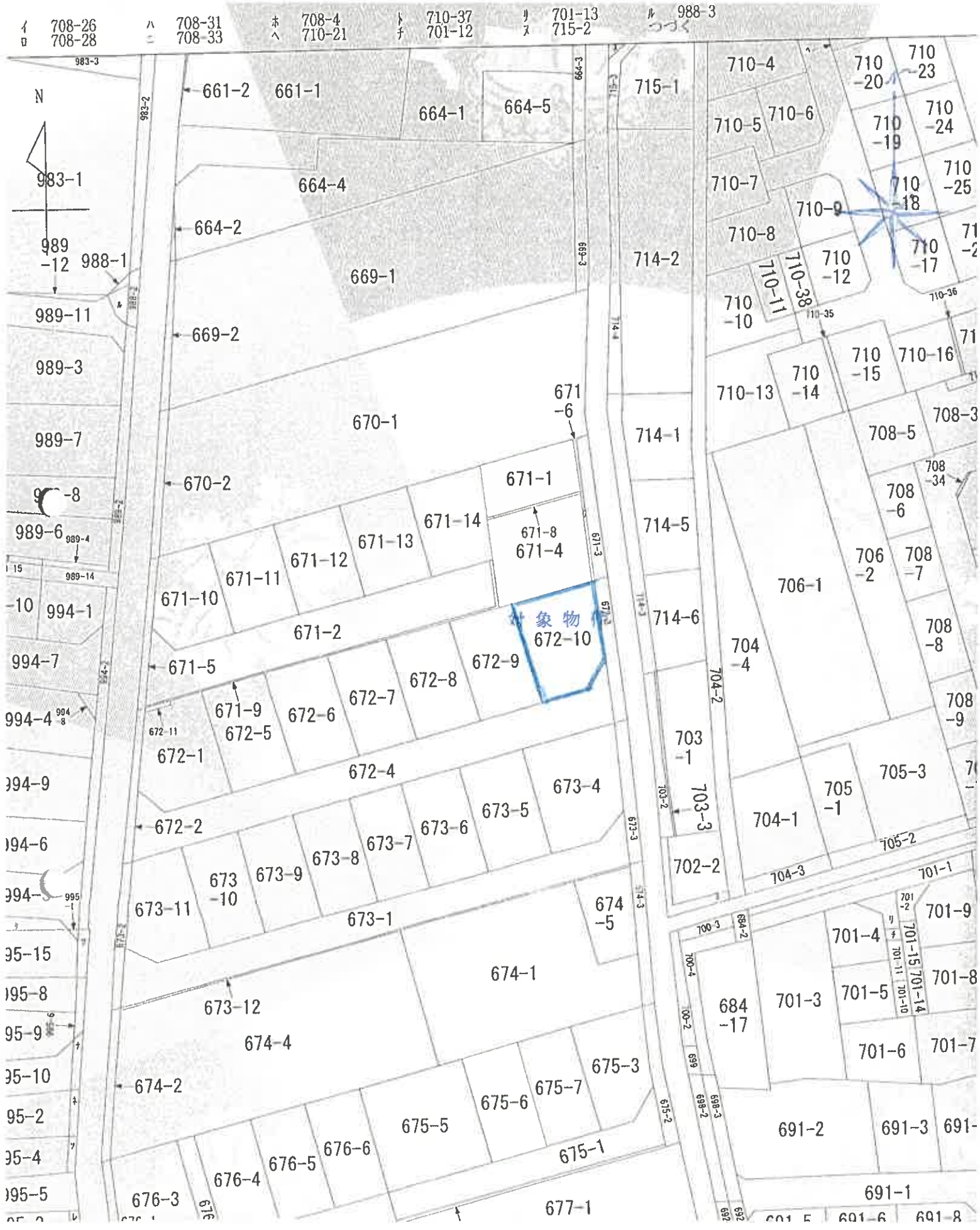
第7 附属資料

- ・ 位置図
- ・ 公図写
- ・ 地積測量図写
- ・ 建物図面・各階平面図写
- ・ 建物見取図
- ・ 仮名一覧表

以 上



位置図 1:20,000
昭文社「都市地図」



公 図 写
縮尺 1:600

登録年月日：平成14年2月19日

0034284

地積測量図

672-1
672-571 672-10

越前市大字越前平道堀

土地の所在

地番	面積	用途	地積
672-1	15.441	住宅	105.8395
672-571	15.441	住宅	59.787557
672-10	15.441	住宅	4.822
672-571	15.441	住宅	231.340075
672-10	15.441	住宅	115.8700375
672-571	15.441	住宅	115.87

地番	面積	用途	地積
672-1	15.441	住宅	105.8395
672-571	15.441	住宅	59.787557
672-10	15.441	住宅	4.822
672-571	15.441	住宅	231.340075
672-10	15.441	住宅	115.8700375
672-571	15.441	住宅	115.87

地番	面積	用途	地積
672-1	15.441	住宅	105.8395
672-571	15.441	住宅	59.787557
672-10	15.441	住宅	4.822
672-571	15.441	住宅	231.340075
672-10	15.441	住宅	115.8700375
672-571	15.441	住宅	115.87

地番	面積	用途	地積
672-1	15.441	住宅	105.8395
672-571	15.441	住宅	59.787557
672-10	15.441	住宅	4.822
672-571	15.441	住宅	231.340075
672-10	15.441	住宅	115.8700375
672-571	15.441	住宅	115.87

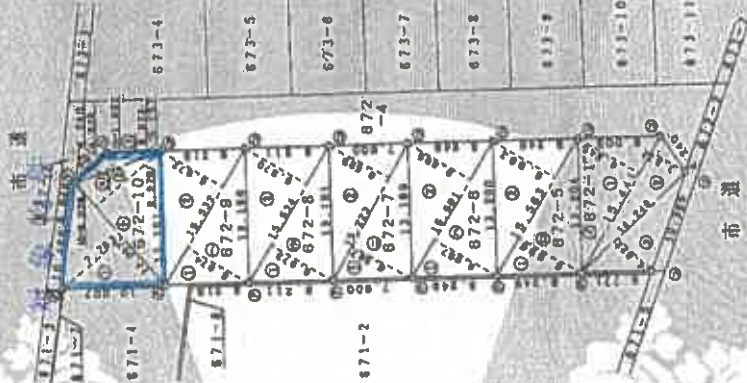
地番	面積	用途	地積
672-1	15.441	住宅	105.8395
672-571	15.441	住宅	59.787557
672-10	15.441	住宅	4.822
672-571	15.441	住宅	231.340075
672-10	15.441	住宅	115.8700375
672-571	15.441	住宅	115.87

地番	面積	用途	地積
672-1	15.441	住宅	105.8395
672-571	15.441	住宅	59.787557
672-10	15.441	住宅	4.822
672-571	15.441	住宅	231.340075
672-10	15.441	住宅	115.8700375
672-571	15.441	住宅	115.87

地番	面積	用途	地積
672-1	15.441	住宅	105.8395
672-571	15.441	住宅	59.787557
672-10	15.441	住宅	4.822
672-571	15.441	住宅	231.340075
672-10	15.441	住宅	115.8700375
672-571	15.441	住宅	115.87

地番	面積	用途	地積
672-1	15.441	住宅	105.8395
672-571	15.441	住宅	59.787557
672-10	15.441	住宅	4.822
672-571	15.441	住宅	231.340075
672-10	15.441	住宅	115.8700375
672-571	15.441	住宅	115.87

地番	面積	用途	地積
672-1	15.441	住宅	105.8395
672-571	15.441	住宅	59.787557
672-10	15.441	住宅	4.822
672-571	15.441	住宅	231.340075
672-10	15.441	住宅	115.8700375
672-571	15.441	住宅	115.87



縮尺 1/500

申請人

2月14日(作製)

土地家屋調査士

(埼玉土地家屋調査士会所属)

登記年月日：平成15年12月5日

0223588

各階平面図

建物平面図

登記番号 672-10

建築物の所在 埼玉県入野郡大字町672番地10

1 階



求積表

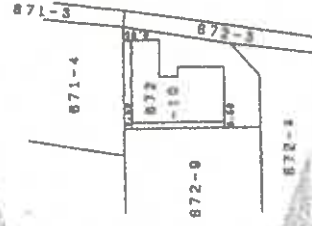
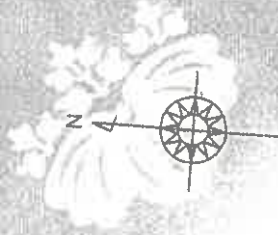
9.10 X 4.55	=	41.4050
2.73 X 3.64	=	9.9372
4.55 X 0.91	=	4.1405
合 計		55.4827
床面積		55.48 m ²

2 階



求積表

7.28 X 5.46	=	39.7488
2.73 X 1.82	=	4.9686
合 計		44.7174
床面積		44.71 m ²



作製者

埼玉県土木
建設

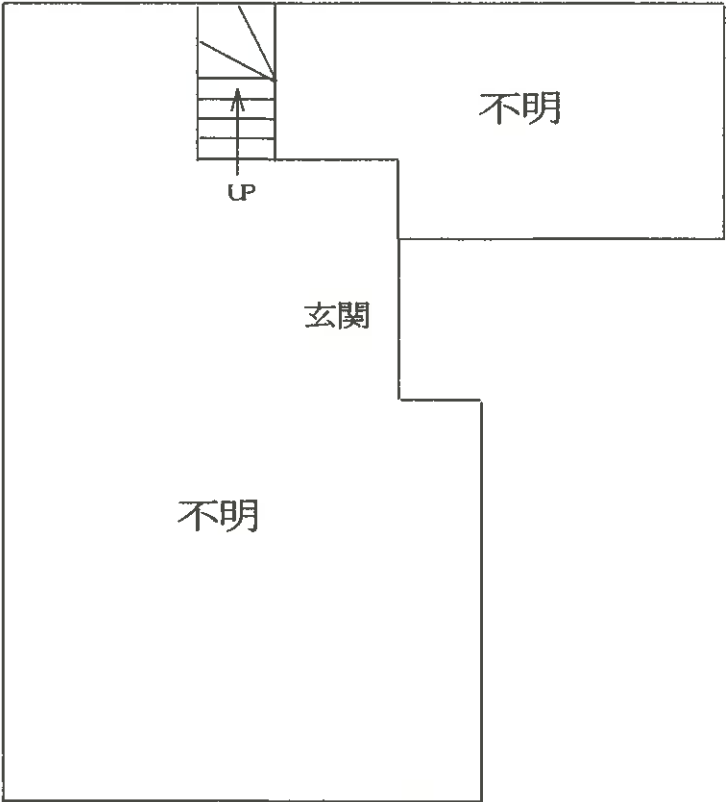
平成15年12月「日作製」

縮尺 1/250

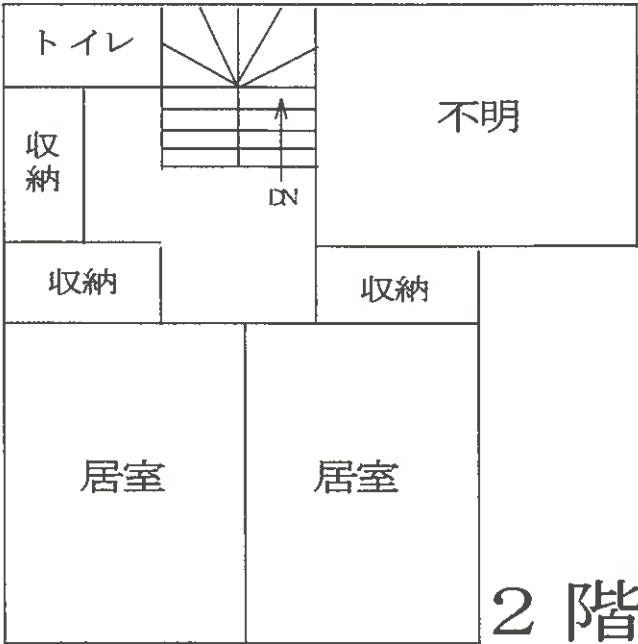
申請人

縮尺 1/500

建物見取図



1 階



2 階